

環境美化推進事業（平成17年度総会承認事項）

実状を文言化したものです。

- > ゴミ収集所をいつも清潔にし、地域の環境を快適に保つため収集所近辺の利用班で調査・清掃を実施する。
- > 各組に若干名の環境美化委員を置く。
- > 推進委員は、担当区域を定め、巡回調査を実施し、担当区域収集上の実状把握と美化推進に努める。
- > ゴミ収集所の点検資料として別に定める「調査票」を作成する。
- > 環境美化推進委員は、各収集所毎の「調査票」を毎月末にとりまとめ、別に定める「調査報告書」を作成する。
その実績に基づき推進委員は、関係班長と随時相談・対策を行う。
必要に応じて環境部長及び副会長に報告し、
市当局へ要望するなど対策を講じる。
- > 調査報告書は、美化推進委員を通じて各組副会長に提出する。
- > 副会長は、会長に報告するとともに必要に応じその都度対策を講じる。
- > その他ここに定めのない事項については、役員会で協議する。

大谷第一自治会